

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会の費用弁償等に関する規程

昭和61年6月23日

規程 第 10 号

(趣旨)

第1条 この規程は、三芳町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第6条及び第18条に規定する評議員、役員及び本会会長が委嘱する委員会委員（以下「委員」という。）に支給する費用弁償費等に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 本会役員、評議員及び委員が会議に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

(旅費)

第3条 本会役員、評議員及び委員が本会の業務に関し出張した場合には旅費を支給することができる。この場合の旅費は、本会役職員等の旅費に関する規程による。

附 則

この規程は、昭和61年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

別表1 費用弁償の額

日額 1,500円